

深谷グリーンパーク再整備事業 募集要項等に関する質問及び意見への回答

- ・ 深谷グリーンパーク再整備事業の募集要項等に関して、多くの質問及び意見をいただき、誠にありがとうございました。
- ・ 質問及び意見は、原則、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字・脱字および表記・該当箇所の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。

令和8年7月30日
(令和8年7月31日修正)

■募集要項に関する質問・意見

No	頁	項目	質問・意見内容	回答
1	1	【用語の定義】 改修工事 リニューアル工事	改修工事とリニューアル工事の双方の目的を有する工事については、例えば「長寿命化・安全性の確保」に質する部分を改修工事、「通年利用・集客性向上」に質する部分をリニューアル工事として整理するとの理解でよろしいでしょうか。交付金申請に関わるため、ご教示願います。	ご理解のとおりです。 「改修工事」は既存施設の躯体・設備等の経年劣化への対応及び安全性確保等を目的とする工事、「リニューアル工事」は集客性向上、用途転換、魅力向上等を目的とする工事であり、この定義に沿って整理してください。
2	1	用語の定義	改修工事には既存新築時の構造躯体の施工不良に対する補修は含まれず、当該補修は本事業の範疇ではなく、追加工事の対象と考えてよろしいでしょうか（例／コンクリートのジャンカやかぶり厚不足によるコンクリートの爆裂等）	ご理解のとおりです。 既存新築時の構造躯体の施工不良に起因する補修は、経年劣化への対応を目的とする改修工事とは性質が異なります。市が開示した資料から合理的に把握できない瑕疵等が発見された場合の取扱いは、契約関係書類に規定します。
3	3	Ⅱ事業概要 2本事業の目的及びコンセプト (1)本事業の目的	募集要項P.3の14行目「市内において整備・更新された観光施設や観光資源との連携」との記載がありますが、過去の深谷グリーンパーク来場者の属性（市外・県外比率等）や、周辺施設（深谷テラスやふかや花園プレミアム・アウトレット等）との連携実績・市側の協定等のデータがあれば資料をご提供いただくことは可能でしょうか。	別途、提供可能な範囲で情報提供します。
4	6	3 事業の対象となる施設 (3)各施設の相関関係	対象外施設（第3・5・6駐車場）へのアクセス性に考慮した提案はアイデアのみで費用計上はしないとの解釈でよろしいでしょうか。	本事業対象施設内に対する提案は、例えば、対象外施設（第3・5・6駐車場）の本施設へのアクセス性に考慮した提案であっても、本事業の範囲内ですので、提案価格に含めて提案してください。
5	6	5業務範囲	開業準備業務の中にオープニングセレモニー等の式典の開催は含まれるのでしょうか。またその費用は市及び事業者どちらの負担でしょうか。	オープニングセレモニー等の式典の開催の有無を含め、開業準備業務について提案してください。費用は、維持管理・運営業務に係る対価の範囲に含まれます。
6	6	5業務範囲 (1)施設整備業務	①設計業務のうち、本施設の整備に係わる事前調査について、要求水準書には詳細を記載されていませんが事業者側で調査範囲を決めて良いと理解して宜しいでしょうか。また、事業者側で決めた調査範囲以外の調査については、追加対象業務と考えてよろしいでしょうか。	本施設の整備のために必要な事前調査は事業者の業務範囲としています。要求水準及び提案内容（改修工事・リニューアル工事）に必要な事前調査をご提案ください。
7	6	Ⅱ-6 事業期間等	不可抗力又は市の事由により工事に遅延が生じた場合の工期延長及び費用負担の取扱いをご教示ください。	不可抗力又は市の事由により工事に遅延が生じた場合の工期延長及び費用負担は、設計施工一括請負契約書及び指定管理者基本協定書に規定します。
8	7	6事業期間等 (3)	開業準備業務については、いつから当該業務を実施するかは提案事項でしょうか。	ご理解のとおりです。
9	7	6 事業期間等 (3)維持管理・運営業務期間	開業準備業務で人材募集やPRなどに必要な経費は運営業務前でも請求は可能でしょうか。	開業準備業務に係る経費は、維持管理・運営業務に係る対価の対象として整理してください。開業準備業務にかかる経費を令和12年分の対価とすることも可能です。
10	7	7 既存施設等の取扱い及び施設整備業務期間中の条件 (1)既存施設等の取扱条件	余熱供給中止に際しての施設・設備の処理及び対応について、検討要件（バルブ止めや熱交換器撤去他）によって費用、工期が大きく影響されます。与条件を開示いただけないでしょうか。	既存施設・設備の処理及び対応については、要求水準書に定める安全性確保等の考え方を踏まえ、安全性が確保できるものについては存置を可能とします。
11	7	7 既存施設等の取扱い及び施設整備業務期間中の条件 (1)既存施設等の取扱条件	既存ウォータースライダーの廃止が必須ですが、プール防水との兼ね合いから、解体・撤去は重機使用ではなく手作業での対応を前提として、施設整備費用の算定が必要でしょうか。	既存のウォータースライダーは廃止を必須としています。廃止に当たっての具体的な方法は規定しておりません。
12	7	7 既存施設等の取扱い及び施設整備業務期間中の条件 (1)既存施設等の取扱条件	既存25mプールの廃止を必須としておりますが、埋設配管を撤去するために大掛りな床解体工事が伴う、いわゆる「みちづれ工事」の発生が想定される場合、適切な処理を前提に残置することは可能でしょうか。他の部分も同様です。	既存の25mプールは廃止を必須としています。廃止に当たっての具体的な方法は規定しておりません。適切な処理をして残置をすることも可能です。
13	7	7 既存施設等の取扱い及び施設整備業務期間中の条件 (2)施設整備業務期間中の条件等	屋内及び屋外施設は原則休業とありますが、施設管理のための事務所も非常駐で休業との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	7	Ⅱ事業概要 6事業期間等 (2)供用開始日	募集要項P.7の10行目「令和12年4月1日を供用開始の予定日」との記載がありますが、供用開始時期が遅延した場合のペナルティ等は設定されていますか。	供用開始時期の遅延には様々な要因が考えられることから、その措置については、基本契約書、設計施工一括請負契約書及び指定管理者基本協定書に基づき、契約協議により定めることとします。

No	頁	項目	質問・意見内容	回答
15	7	Ⅱ事業概要 6事業期間等 (3) 維持管理・運営業務期間	募集要項P.7の14行目「維持管理・運営期間は、令和12年4月1日から令和22年3月31日までの10年間」との記載がありますが、社会経済状況の変化等のやむを得ない事情により構成企業の変更は認められますか。	事業期間における構成企業の変更は原則認めません。ただし、やむを得ない事情の場合は市は事業者と協議します。ただし、社会経済状況の変化については、必ずしもやむを得ない事情に該当するものではないと考えます。
16	7	7 施設整備業務期間中の条件	水道、電気等の使用に係る費用について昨今の物価変動を鑑みると、清算払いの形を取ったサービス購入として取り扱って頂けないでしょうか（令和8年3月に公表された事業概要書 - P12リスク分担表の段階では、数年間は実費精算でした）。	対価の物価変動に基づく改定については、設計施工一括請負契約書及び指定管理者基本協定書の別紙2対価の構成及び支払方法に規定します。
17	7	8 事業者の収入	市が事業者に支払う対価の物価変動改定の考え方、タイミングなどの詳細についてご教示願います。	No.16をご参照ください。
18	7	5 業務範囲	「対価は、物価変動に応じて改定」とありますが、改定の条件や変動率について基準があればご教授ください。	No.16をご参照ください。
19	8	8 事業者の収入	提案価格算定の前提条件としたいため、提案書提出後から設計施工一括契約締結までの期間、及び、施設整備期間における物価変動について「対価の見直しとなる範囲」をご教示ください。	No.16をご参照ください。
20	8	8事業者の収入	代表企業は非常に負荷のある役割と考えますが、施設整備業務に係る対価、維持管理・運営業務に係る対価の中に代表企業の費用は含まれているのでしょうか。	市が支払う対価の詳細な内訳は開示を致しません。ただし、施設整備業務に係る対価、維持管理・運営業務に係る対価ともに、要求水準を実施するために必要な業務を想定して積算をしたものであり、代表企業が担う業務に要する費用も含まれています。各企業が担う業務の範囲は募集要項及び要求水準書によることとしますので、必要な費用を提案価格に適切に見込んでください。
21	8	8 事業者の収入 (1)施設整備業務に係る対価	昨今、物価変動の影響が大きく、基本契約から工事完了までの長期間の高騰リスクを極力軽減したいので、施設整備業務の物価変動に伴う改定の考え方についてご教示願います。	No.16をご参照ください。
22	8	8 事業者の収入 (1)施設整備業務に係る対価	中東情勢の影響について、物価変動・資材調達・工期・仕様変更などの軽減対策の考え方について（特に物価変動のスライド評価について）ご教示願います。	No.16をご参照ください。
23	8	Ⅱ事業概要 8事業者の収入 (1) 施設整備業務に係る対価	募集要項P.8の3行目、施設整備業務に係る対価として「上限を63億円」との記載がありますが、今後の物価上昇スライドなどを考慮し、場合によっては、増額ということも可能性としてはありますか。	No.16をご参照ください。
24	8	Ⅱ事業概要 8事業者の収入 (1) 施設整備業務に係る対価	募集要項P.8の5行目「支払方法の詳細については、市と事業者との協議の上、設計施工一括請負契約において定める」との記載がありますが、スライド条項（インデックスや改定基準・タイミング）の具体的な算定式やルールについては、設計施工一括請負契約書（案）にて公表されるという理解でよろしいでしょうか。	No.16をご参照ください。
25	8	Ⅱ-8 事業者の収入	施設整備業務に係る対価（上限63億円）について、契約締結後に資材費・労務費の著しい変動が生じた場合、スライド条項等による対価改定の対象となるか、その適用要件及び算定方法とあわせてご教示ください。	No.16をご参照ください。
26	8	Ⅱ事業概要 8事業者の収入 (2) 維持管理・運営業務に係る対価	募集要項P.8の9行目「事業期間全体（10年間）の対価の上限を22億円」との記載がありますが、事業概要書公表時に添付されている平成29年度長期保全計画の内容を基に算定しているという理解でよろしいでしょうか。その場合、概要版ではなく、長期保全計画1式をご提示いただくことは可能でしょうか。	維持管理・運営業務に係る対価（上限22億円）は、募集要項に定めるほか、要求水準書「Ⅳ維持管理・運営業務に関する要求水準」に記載の内容を対象として、既存の長期保全計画及び既存調査資料等を踏まえて算定しています。
27	8	Ⅱ事業概要 8事業者の収入 (2) 維持管理・運営業務に係る対価	募集要項P.8の9行目「事業期間全体（10年間）の対価の上限を22億円」との記載がありますが、単年度ごとの上限額は設定されていますか。	維持管理・運営業務の対価について、単年度の上限は設定しておりません。
28	8	Ⅱ事業概要 8事業者の収入 (2) 維持管理・運営業務に係る対価	募集要項P.8の9行目「事業期間全体（10年間）の対価の上限を22億円」との記載がありますが、運営に係るシステム構築費用（ネットワーク構築、ソフトウェア導入等）も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	維持管理・運営業務の対価については、要求水準を実施するために必要な費用を含みます。

No	頁	項目	質問・意見内容	回答
29	8	Ⅱ事業概要 8事業者の収入 (2)維持管理・運営業務に係る対価	募集要項P.8の14行目「支払方法の詳細については、市と事業者との協議の上、指定管理者基本協定及び年度協定において定める」との記載がありますが、スライド条項（インデックスや改定基準・タイミング）の具体的な算定式やルールについては、指定管理者基本協定書（案）にて公表されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	8	8事業者の収入 (2)	「上限額には、長期修繕計画に基づき実施する修繕計画に係る費用を含むものとする」とあります。 長期修繕計画も提案事項になるとの記載がありますが、提案に含まれない協議による修繕（要求水準書24頁修繕業務②計画修繕業務）についても、対価を用いて修繕を行うことが想定されますか。	リニューアル工事に伴い必要となる修繕は、提案価格に含めてください。 その他、予期せぬ事由による修繕については、要求水準書に定める小破修繕業務により対応可能なものを除き、対価には含まれません。この場合、市が別途予算措置を行った上で対応します。
31	8	8事業者の収入 (2)維持管理・運営業務に係る対価	昨今、人件費高騰・物価変動の影響が大きく、事業期間（10年間）の長期間の高騰リスクを極力軽減したいので、維持管理・運営業務の物価変動に伴う改定の考え方についてご教示願います。	物価変動に伴う維持管理・運営に係る対価の改定は、別紙2対価の構成及び支払方法に規定します。
32	8	8事業者の収入 (2)維持管理・運営業務に係る対価	中東情勢の影響について、物価変動・資材調達・工期・仕様変更などの軽減対策の考え方について（特に物価変動のスライド評価について）ご教示願います。	No.16をご参照ください。
33	8	8事業者の収入 (2)維持管理・運営業務に係る対価	長期修繕計画の計画期間は事業期間の10年間+期間終了後の10年間：計20年間との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	8	8事業者の収入 (2)維持管理・運営業務に係る対価	維持管理・運営業務の対価の支払方法について（代表企業への支払or維持・運営事業者への支払など）、現時点で考え方があればご教示願います。	対価の支払方法については、設計施工一括請負契約書及び指定管理者基本協定書に規定します。
35	8	8事業者の収入 (3)利用料金収入	利用料金及び維持管理・運営業務にかかる対価と実際に要した費用の差額算定にあたり、長期修繕計画に基づき実施する計画修繕費を除くと指定されておりますが、差額が発生するタイミングと計画修繕のタイミングが一致しない場合も想定されます。その際は計画修繕実施年の変更など、調整する可能性はありますか。	長期修繕計画に基づく計画修繕の実施時期及び内容については、市と事業者との協議により変更することを妨げません。ただし、長期修繕計画に定める計画修繕費の総額を変更するものではありません。
36	8	Ⅱ-8-(3) 利用料金収入	利用料金の設定・改定に係る手続き（条例改正・市議会議決の要否）と、供用開始後に事業者提案により利用料金を改定することの可否をご教示ください。	利用料金は、条例改正等を行い市議会の議決を経た上で改定します。供用開始後に事業者提案により利用料金を改定することは、必要な手続を経ることを前提に可能とします。
37	8	8事業者の収入 (4)	「自主事業は事業者の独立採算により実施するものとし、自主事業に要する費用については対価を支払わないものとします」とあります。 自主事業に要する費用には、施設整備費、備品等調達費、維持管理費、水光熱費、人件費などがありますが、これらすべての対価のない独立採算ということでしょうか。	ご理解のとおりです。 自主事業は事業者の独立採算により実施し、自主事業に要する費用について対価は支払いません。 ただし、詳細については、提案内容に応じて契約協議及び設計協議により定めることとします。
38	9	事業者収入	施設に係る上限額に計画修繕に係る費用が含まれているとのことですが、物価変動環境の中、長期修繕計画で定めた内容・費用を上回る場合は、超過分の修繕・更新業務は必要に応じて市が別途実施する形をお願いできないでしょうか。	ご意見として賜ります。 長期修繕計画で定めた内容・費用を上回る場合は、市と事業者が協議の上、対応を定めることとします。
39	9	Ⅱ事業概要 9遵守すべき法制度等	募集要項P.9の7行目、表、遵守すべき法制度等に記載の法令、県条例、市条例等において、本事業実施時に届出や各種手続き等が必要な場合、その手続きは、市担当課にて実施して頂けますか。例えば、埼玉県プールの安全安心要綱 第7条プールの廃止の届出など。	事業者が本事業を実施するために必要な届出・手続きは事業者が行ってください。なお、法制度上、市が届出・手続きの実施主体となるものは、市が届出・手続きを行います。
40	10	Ⅱ事業概要 10その他 (3) 第三者への委託の制限	募集要項P.10の29行目「本事業に係る主要な業務を一括して第三者に委託することはできません。」との記載がありますが、これは、募集要項P.5の5業務範囲に記載の(1)から(4)までの全ての業務範囲、業務内容を、一括してまとめて応募者以外の者に再委託することを禁じるという主旨と理解してよろしいでしょうか。	本事業に係る主要な業務は、施設整備業務については、設計業務、改修工事業務、リニューアル工事業務、工事監理業務を指し、維持管理・運営業務については、維持管理業務、運営業務を指します。これらのそれぞれの業務について、応募者以外の第三者に、一括して委託することを禁止します。

No	頁	項目	質問・意見内容	回答
41	10	Ⅱ-10-(3) 第三者への委託の制限	維持管理・運営業務を担う特別目的会社（SPC）が、その構成企業に対して当該業務を委託する場合、募集要項に定める「主要な業務の一括再委託」には該当しないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	10	Ⅱ-10-(4) 事業期間終了時の措置	事業期間終了時における自主事業設備・持込備品・民間提案施設の取扱い及び原状回復義務の範囲をご教示ください。	民間施設の事業期間終了時の取扱いについては、市と事業者が協議の上決定するものとし、市が撤去を求める場合は、事業者の負担により、建物、設備、備品も含めて原状回復を行うものとしします。
43	11	Ⅲ応募条件 1応募資格 (1) 応募者の構成等	募集要項P.11の5行目および7行目、11行目「グループ」との記載がありますが、参加表明書の提出時の時点、または応募申請書の提出の時点において、代表企業および構成企業間で協定等を締結しておく必要はありますか。	参加表明書の提出時、応募申請書の提出時において、応募者間での協定等の締結は必須としておりません。
44	11	1応募資格	(1) 応募者の構成等④の中で、「なお、提案書提出時までに代表企業及び構成企業並びに担当業務を確定するものとする」とありますが、参加表明書提出時に明示した各企業並びに担当業務の変更が提案書提出時までは可能と考えて宜しいですか。	ご理解のとおりです。
45	11	S P C の設置	SPCを作る場合と造らない場合ではどのような評価基準で判断されるのでしょうか。	特別目的会社（SPC）の設置を可能としていますが、市として設置を求めているものではありません。提案内容の審査は審査基準書に基づいて行いますが、SPCの設置の有無による審査項目は設けておりません。
46	11	S P C の設置	一般的にSPCは設立費や運営コストが掛かり、また、一定の利益を確保するため、PFI法で設立されない本事業のようなSPCは、事業に対してはマイナス要因ではないと考えますが、如何でしょうか。	特別目的会社（SPC）の設置を可能としていますが、市として設置を求めているものではありません。SPCを設置するか否かを含め事業実施体制は応募者が提案してください。
47	11	Ⅲ 応募資格	応募グループが優先交渉権者となった後、維持管理・運営業務を担うSPCを設立し、当該SPCを指定管理者とすることは可能でしょうか。	特別目的会社（SPC）の設置を可能としています。維持管理・運営業務を担うSPCの設置も可能です。
48	11	Ⅲ 応募資格	設計施工一括請負契約の契約主体と、指定管理者基本協定の契約主体を異なる法人とすることは可能でしょうか。	可能です。
49	11	Ⅲ 応募資格	SPCを設立する場合、設立時期、最低資本金、代表企業の最低出資比率等に関する条件はありますでしょうか。	特別目的会社（SPC）は市として設置を求めているものではありません。応募者が設置する場合の条件はありません。
50	11	Ⅲ応募条件 1応募資格 (2) 共通資格要件	募集要項P.11の25行目「市の最新の参加資格者名簿に登録があること」との記載がありますが、名簿に登録のある事業所に限り要件を満たすという理解でよろしいでしょうか。	市の最新の参加資格者名簿に登録がない場合でも、登録と同様の要件を満たしている場合は、共通資格要件を満たすものとしております。なお、参加資格者名簿に登録がない場合の手続きについては、「2. 応募資格の確認等(3)参加資格者名簿に登録がない場合の手続き」をご参照ください。
51	12	Ⅲ応募条件 1応募資格 (2) 共通資格要件	募集要項P.12の4行目「⑩アドバイザー業務委託を受託した以下の企業」との記載がありますが、当該事業のような事業者公募にあたっては、導入可能性調査を受託した企業も、利益相反の観点から除外することが通常と考えます。その観点では、本事業においては、令和6年度深谷グリーンパーク基本計画策定及びPPP/PFI 導入可能性調査業務を受託した企業および再委託先についても、本事業の応募資格から除外するべきと考えますが、如何でしょうか。	基本計画策定及びPPP/PFI導入可能性調査業務には、本事業の公募条件の検討、要求水準の検討、審査基準の検討は含まれておらず、同業務に関与をしても、本事業の審査の公平性・透明性を損なうものではないと考えます。応募資格は募集要項に規定しているのとおりです。
52	12	Ⅲ応募条件 1応募資格 (3) 個別資格要件	募集要項P.12の23行目、①設計に当たる者の要件として「一級建築士事務所の登録」との記載がありますが、設計に当たる者が複数の場合、そのうちの1者が有していればよろしいでしょうか。	設計に当たる者が複数の場合、設計に当たる者の全ての者に一級建築士事務所の登録が必要です。
53	12	Ⅲ応募条件 1応募資格 (3) 個別資格要件	募集要項P.12の30行目、32行目、②改修工事・リニューアル工事、公園工事に当たる者の要件として「建築工事業に係る特定建設業の許可」、「建築一式工事の総合評定値（P）が、800点以上」との記載がありますが、建設に当たる者が複数の場合、そのうちの1者が有していればよろしいでしょうか。	改修工事・リニューアル工事に当たる者が複数の場合、これら全ての者に、建設業法の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を有し、建設業法の直近かつ有効な建築一式工事の総合評定値が800点以上であることが必要です。公園工事に当たる者については、土木工事業又は造園工事業に係る特定建設業の許可及び平成22年4月1日から応募資格要件の確認基準日までの間に、工事請負金額5,000万円以上の公園、緑地又はこれらに類する施設の整備工事を施工した実績が必要です。

No	頁	項目	質問・意見内容	回答
54	12	1 応募資格 (3)個別資格要件 ②改修工事・リニューアル工事に 当たる者、公園工事に当たる者 について	施工実績を有していることの証明として、様式4-2「延床面積・金額等」を記入するほか、契約書、図面、施工写真を提出する必要はありますか。	様式集の様式4-2の添付資料7で、契約書等の写しの提出を求めています。図面、施工写真の提出は求めておりません。
55	13	1応募資格 (3)	個別資格要件を証明する書類として、どのようなものが求められるか教えてください。	様式集の様式4-1～4-6をご参照ください。
56	13	2 応募資格の確認等 (3)参加資格者名簿に登録がない 場合の手続き	14Pに記載されている①～④の原本を提出する予定ですが、提出期日および提出先をご教示ください。 また、③市税（深谷市）に滞納が無いことの証明書について、市内業者でないため納税がございませんが、申立書等の提出が必要な場合はご教示ください。	参加資格者名簿に登録がない場合の書類の提出期間及び提出方法は、応募申請書及び提案書の提出と同じです。 なお、③市税（深谷市）に滞納がないことの証明書については、深谷市内に納税義務のない事業者（市内業者でない事業者）は、提出を要しません。
57	13	Ⅲ応募条件 1応募資格 (3) 個別資格要件	募集要項P.13の1行目、②改修工事・リニューアル工事、公園工事に当たる者の要件として「土木工事業又は造園工事業に係る特定建設業の許可」との記載がありますが、公園工事に当たる者が複数の場合、そのうちの1者が有していればよろしいでしょうか。	公園工事に当たる者が複数の場合、公園工事に当たる者の全ての者に「土木工事業又は造園工事業に係る特定建設業の許可」が必要です。
58	13	Ⅲ応募条件 1応募資格 (3) 個別資格要件	募集要項P.13の8行目、③工事監理に当たる者の要件として「一級建築士事務所の登録」との記載がありますが、工事監理に当たる者が複数の場合、そのうちの1者が有していればよろしいでしょうか。	工事監理に当たる者が複数の場合、工事監理に当たる者の全ての者に一級建築士事務所の登録が必要です。
59	13	1応募資格	「工事請負金額5000万円以上の公園、緑地又はこれらに類する施設の整備工事を施工した実績を有していること」とありますが、これに類する施設とは施設の外構なども含まれると理解してよろしいでしょうか。	施設の外構であっても、植栽・緑地等があり、不特定多数の市民が利用でき、市民が憩うことができる施設であれば、これらに類する施設に含みます。
60	13	1応募資格	「工事請負金額5000万円以上の公園、緑地又はこれらに類する施設の整備工事を施工した実績を有していること」とありますが、公共・民間は問わないと理解してよろしいでしょうか。	公有・民有を問わず、植栽・緑地等があり、不特定多数の市民が利用でき、市民が憩うことができる施設であれば、これらに類する施設に含みます。
61	13	工事監理者要件	公園工事部分の工事監理について、市が重視する評価条件をご教示ください。 （資格・実績のある設計者が継続して関わるなど）	提案内容の審査は審査基準書に基づいて行います。
62	14	2(2) 応募企業の変更・追加等	「代表企業の変更及び追加は認めません」とありますが、昨今のDBO案件では施設整備期間と維持管理運営期間で代表企業の変更が認められることが増えてきています。各業務期間中により円滑な事業推進を行うため、施設整備期間と維持管理運営期間で代表企業を変更することを可としていただけますでしょうか。	代表企業の変更及び追加は認めません。 DBO方式では、設計・建設から維持管理・運営までを一体的に捉え、事業全体に責任を持つ主体を明確にすることが重要であるため、代表企業は事業期間を通じて固定していただく必要があります。
63	14	2(3) 参加資格者名簿に登録がない 場合の手続き	④直近の財務諸表とありますが、直近1年分という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	14	2(3) 参加資格者名簿に登録がない 場合の手続き	②法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書は、国税庁の納税証明書「その3の3」を提出すれば満了という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	14	Ⅲ応募条件 2応募資格の確認等 (3) 参加資格者名簿に登録がない 場合の手続き	募集要項P.14の1～3行目、資格審査を受けるために提出する以下の書類について、提案書提出日から起算して何カ月以内に取得したものをお出しすればよろしいでしょうか。 ① 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書 ② 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書 ③ 市税（深谷市）に滞納がないことの証明書	提案書提出日から3か月以内に発行されたものを提出してください。
66	15	2 募集スケジュール	本事業への参加を検討するにあたり、現地調査を行うことは可能でしょうか。	現地調査を希望される場合は、担当部局にご相談ください。
67	15	スケジュール	応募グループ全社による現地調査・現地見学会を別途設定いただくことは可能でしょうか。	現地調査を希望される場合は、担当部局にご相談ください。
68	16	3募集に関する事項 (3)	競争的対話の対話時間について、上限時間があれば教えてください。	競争的対話は、応募予定者との間で、90分程度の実施を想定しています。
69	16	3 募集に関する事項 (2)個別提供資料の配布	今後、提供される「個別提供資料」の内容を踏まえ、新たな疑義が生じた場合には、追加で質問する機会を設けていただくことは可能でしょうか。	別途、追加質問の機会を設けます。

No	頁	項目	質問・意見内容	回答
70	16	3 募集に関する事項 (3)競争的対話の実施 ③対話実施日	対話実施日が令和8年8月18日に予定されていますが、提案者から追加の対話の実施を提案することは可能でしょうか。	競争的対話後の追加の対話の実施は予定しておりません。
71	16	3 募集に関する事項 (3)競争的対話の実施 ④対話による共有認識事項・質問 回答等の通知	対話内容について、内容によっては市の判断だけでなく、提案者からの要望により、非公開とすることは可能でしょうか。	様式集の様式1-2の競争的対話申込書において、事業者の権利や競争上の地位、その他正当な利益を害するものと判断する事項について、非公表を求めることができることを記載しています。ただし、対話結果を踏まえ、要求水準書等の変更等が生じる場合、市は、その内容について参加者と協議のうえ、公表することができるものとしています。
72	16	IV募集及び選定に関する事項 3募集に関する事項 (3)競争的対話の実施	募集要項P.16の18行目、競争的対話の申し込みについて、様式1-2競争的対話申込書※欄の5行目では「対話を希望する応募グループ毎に提出」との記載がありますが、競争的対話に参加する人数に制限はありますか。	競争的対話の参加者は、応募予定者を構成する企業数×2名程度を上限とします。
73	16	IV募集及び選定に関する事項 3募集に関する事項 (3)競争的対話の実施	募集要項P.16の21行目、対話実施日が「令和8年8月18日（火）（予定）」とありますが、普通であれば、これより前に現地説明会を開催し、事業参画意欲のある事業者等に現場の状況を確認してもらった上で、競争的対話、質疑応答、公募資料の提出という流れになると考えます。 現地の状況を確認せずに質疑の提出、事業参画検討、競争的対話における意見交換、応募資料の作成、提出は事業者にとって判断がたいへん難しいため、早急に現地説明会の開催を希望します。	現地調査を希望される場合は、担当部局にご相談ください。
74	16	IV募集及び選定に関する事項 3募集に関する事項 (3)競争的対話の実施	募集要項P.16の21行目、対話実施日が「令和8年8月18日（火）（予定）」とありますが、この実施日は確定と考えてよろしいでしょうか。 また、実施場所は、深谷市役所又は深谷グリーンパーク現地と考えてよろしいでしょうか。	対話実施日（令和8年8月18日）は予定です。確定した日程・実施場所は申込者に対して別途ご案内します。
75	16	競争的対話	競争的対話当日に追加質問を行うことは可能でしょうか。	競争的対話の議題は事前に様式1-2に記載をしてください。競争的対話の当日に、様式1-2に記載された議題に関連した内容の追加質問を行うことは可能ですが、様式1-2に記載されていない内容の追加質問は回答致しかねる場合があります。
76	16	競争的対話	競争的対話の時間が短く、業務の専門性を鑑みて、同一企業が分散して参加する事は可能でしょうか。 例えば、応募グループで、事業チーム、設計チーム、建設チーム、運営チームに分かれるが、参加者の重複を認めるなどの処置をお願いしたい。	本事業の応募者は、本施設の施設整備業務に当たる者、本施設の維持管理・運営業務に当たる者を含む複数の企業等により構成されるグループとすることとしており、競争的対話は、応募者となることを予定しているグループとの間で実施致します。同一の応募予定者における構成企業別の実施は致しません。
77	16	追加質疑	競争的対話後に新たな質疑提出機会は設けられるでしょうか。	競争的対話後の追加の質疑の実施は予定しておりません。
78	17	3 募集に関する事項 (6)応募申請書及び提案書の提出 ③ヒアリング	発注者の趣旨を踏まえた提案内容をより正確にご理解いただくため、必要に応じて事業者からヒアリングを希望することは可能でしょうか。	提案審査書類の審査に当たり、必要に応じてヒアリングを行うことがありますが、ヒアリングの実施は市が提案審査書類を確認の上判断します。
79	17	3募集に関する事項	ヒアリング審査における参加可能人数・プレゼンテーション時間・質疑応答時間についてご教授ください。また、資料印刷及び投影の可否についてご教示ください。	提案審査書類の審査に当たり、必要に応じてヒアリングを行うことがありますが、ヒアリングを行う場合の条件は未定です。
80	19	1契約手続き (3)	「設計施工一括請負契約書は、市と事業者が締結する」とありますが、ここいう事業者には、維持管理企業や運営企業も含まれますか。 設計・建設企業のうちの代表企業と締結することになりますか。	設計施工一括請負契約書に規定します。
81	19	1契約手続き (3)	「指定管理者基本協定書は、市と事業者が締結する」とありますが、ここいう事業者には、設計企業や建設企業も含まれますか。 維持管理・運営企業のうちの代表企業と締結することになりますか。	指定管理者基本協定書に規定します。
82	19	契約締結	設計施工一括方式契約の締結に当たっての各社が負うべきリスクの範囲は、コンソーシアム全体に対して各社が責任を負うのではなく、各社の責任範囲においてのみにリスク負担が生じるという理解でよろしいでしょうか（建設企業⇒施工のみ、設計企業⇒設計のみ）	設計施工一括請負契約書に規定します。

No	頁	項目	質問・意見内容	回答
83	8, 19	II 事業概要 8事業者の収入 (2) 維持管理・運営業務に係る対価, V 契約に関する事項 1契約手続き (3) 設計施工一括請負契約及び指定管理者基本協定の締結	募集要項P. 8の14行目「なお、支払方法の詳細については、市と事業者との協議の上、指定管理者基本協定及び年度協定において定める」との記載がありますが、P. 19の16行目では「本施設の維持管理及び運営については、事業者を公募によらず指定管理者として指定し、指定管理者基本協定を締結」との記載で、年度協定に関する記載がございません。維持管理及び運営については、基本協定及び年度協定を締結するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書に関する質問・意見

No	頁	項目	質問・意見内容	回答
1	2	I 総則 2 要求水準の変更 (1) 公募手続き中の変更	公募手続き中にも変更の可能性があるとの記載がありますが、その時期によっては、公募申請書の提出期間の変更の可能性もあるとの解釈でよろしいでしょうか。	募集スケジュールの変更は想定しておりません。
2	2	I 総則 2 要求水準の変更 (2) 公募手続き後の変更	公募手続き後にも変更の可能性があるとの記載がありますが、その時期によっては、施設整備業務期間の変更の可能性もあるとの解釈でよろしいでしょうか。	事業期間等の変更は原則想定しておりませんが、個別の事案に応じて協議します。
3	2	I 総則 2 要求水準の変更 (2) 公募手続き後の変更	中東情勢による影響は「災害・事故等により特別な業務内容が常時必要なとき、又は業務内容が著しく変更されるとき」と解釈でよろしいでしょうか。その場合は契約金額や仕様・数量含めて変更可能との解釈でよろしいでしょうか。	現在の中東情勢が直ちに、「災害・事故等により特別な業務内容が常時必要なとき、又は業務内容が著しく変更されるとき」に該当するとは考えておりません。ただし、中東情勢の結果として、例えば、法令変更、供給停止等により、本事業の業務内容を著しく変更する必要がある場合には対象となる可能性があると考えます。
4	3	II 共通要件 2実施体制 (2) 施設整備業務の実施体制	要求水準書P.3の24行目、改修工事・リニューアル工事の配置予定技術者の要件にて、「監理技術者は、建設業法に基づく適切な資格を有する者」との記載がありますが、具体的にどのような資格を想定しておられますか。	法令に基づいて必要な有資格者を配置してください。
5	3	II 共通要件 2実施体制 (3) 維持管理・運営業務の実施体制	維持管理・運営業務責任者1名は常時配置が要求条件になりますか。	維持管理・運営業務責任者1名の配置を要求水準としていますが、本施設への常駐を求めているものではありません。
6	3	II 共通要件 2実施体制 (3) 維持管理・運営業務の実施体制	維持管理・運営業務責任者について、市への届け出のタイミングはいつでしょうか。	契約関係書類に規定します。
7	3	II 共通要件 2実施体制 (3) 維持管理・運営業務の実施体制	専任の総括責任者を1名配置することとなっていますがこの責任者は現場に常駐することを求めていますか。あるいは、他の管理施設との兼務は可能でしょうか。	維持管理・運営業務責任者1名の配置を要求水準としていますが、本施設への常駐を求めているものではありません。また、兼務を不可という条件は付しておりません。
8	3	モニタリング	モニタリングについて、どのような内容が具体的に示して頂けますでしょうか。	モニタリングの具体的な内容については、設計施工一括請負契約書及び指定管理者基本協定書の別紙1モニタリング実施要領に規定します。
9	5	3設計業務 (1)	改修工事に「パティオの躯体の更新」とあり、要求水準書9頁によれば、「既存施設の躯体については、原則として改修・変更等を行わないことを想定」とあります。原則として躯体の更新はないものとの理解でよろしいでしょうか。	施設整備業務は改修工事とリニューアル工事に区分しており、躯体の更新は改修工事で行うものとし、リニューアル工事には原則含まれないものとします。
10	5	III 施設整備業務に関する要求水準 2 共通事項 (1) 各種申請業務	建築確認申請を要する提案を行う可能性があります、確認申請が下りるまでに時間を要する場合、施設整備業務期間の変更の可能性もあるとの解釈でよろしいでしょうか。	募集要項に記載のとおり、施設整備業務期間は設計施工一括請負契約の締結日から令和12年3月31日までとします。建築確認申請を要する提案を行う場合、事前協議を行うなど、建築確認申請期間も考慮してご提案ください。
11	5	III 施設整備業務に関する要求水準 2 共通事項 (2) 交付金申請補助業務	申請並びに申請書類の作成は市または行政書士資格を有する者に限定されとの理解ですので、申請条件の検討や必要資料作成支援について協力するとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	5	III 施設整備業務に関する要求水準 2 共通事項 (2) 交付金申請補助業務	実施設計に伴う公共積算業務は本事業の対象範囲外との認識ですが、交付金申請並びに会計検査対応に必要な場合は別途市で対応するとの解釈でよろしいでしょうか（公共積算業務は専門的知見と経験が無いと経費や時間が多く要するため、必要な場合は事前に要求して頂ければ予算、工期面での対応が難しくなります）。	ご理解のとおりです。
13	5	施設整備業務に関する要求水準	市が開示した資料から合理的に把握できない既存施設の瑕疵又は不具合が発見された場合のリスク分担をご教授ください。	契約関係書類に規定します。

No	頁	項目	質問・意見内容	回答
14	5	Ⅲ-3-(1)業務対象	避難所機能としての具体要求（想定避難者数・防災設備・備蓄・防災倉庫等・電源容量等）を数値でご教示ください。	避難所機能については、深谷市地域防災計画及び「添付資料０９ 災害対応業務分類表」を踏まえ、計画してください。 避難所としての要求指針はありませんが、既存施設における想定避難者数は1,813人（延床面積7,770㎡×0.7÷3㎡）で、防災専用の倉庫はありません。
15	6	3設計業務	夏季・冬期の季節転換に伴い都度、工事等が発生する場合その費用は施設整備業務に係る対価と維持管理・運営業務に係る対価のどちらに含まれるのでしょうか。	恒常的な季節転換の運用に係る費用は原則として維持管理・運営業務に係る対価の対象として整理してください。
16	6	Ⅲ-3-(2)（整備方針）	屋外舗装材・植栽に関する市の推奨仕様（耐凍害、透水性舗装の許容）や景観条例による制限及び指導があればご教示ください。	屋外舗装材・植栽に関する市の推奨仕様や景観条例等による制限については、遵守すべき法制度等及び要求水準書の整備要件によることとし、具体は事業者の提案によります。
17	6	(2)② 建築仕様等	「季節や利用ニーズの変化に柔軟に対応できる・・・構造及び仕様としてください」とありますが、本事業で整備するにあたり、貴市で把握・想定している利用ニーズや仕様をご教示ください。	市で想定している具体の条件はありません。ご提案ください。
18	6	Ⅲ 施設整備業務に関する要求水準 3 設計業務 (2)整備方針 ③改修工事	実施設計及び施設整備時に十分な調査・検討・設計・承認の上、施工したものの、改修対象外の部分の劣化が発生し、改修や修繕等が必要となった場合（当然計画修繕対象外）、その費用は別途、市が負担するとの解釈でよろしいでしょうか。	十分な調査・検討・設計・承認のうえ施工したにもかかわらず、改修対象外かつ計画修繕対象外の部分に劣化等が生じた場合の対応は、市と事業者の協議により定めます。
19	6	Ⅲ 施設整備業務に関する要求水準 3 設計業務 (2)整備方針 ③改修工事	「添付資料０１改修必須項目一覧」に記載のない事項であっても、「添付資料０２令和６年度特定建築物定期調査報告書」において是正を要するとされた事項については、すべて改修対象との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	6	Ⅲ 施設整備業務に関する要求水準 3 設計業務 (2) 整備方針	③ 改修工事 改修工事の対象・内容は「添付資料０１ 改修必須項目一覧」や「添付資料０２令和６年度特定建築物定期調査報告書」に基づき提案書で示します。 施設整備業務を実施する過程において未確認の経年劣化が発見される場合や確認されたよりも程度がかなり悪い経年劣化がある場合など、提案書に記載のない改修工事は本事業の範疇でなく、追加工事の対象と考えてよろしいでしょうか。	市が開示した資料から合理的に把握できない事象等については、市と事業者の協議により定めます。
21	6	長寿命化	要求水準書で求める「長寿命化」について、既存施設のどの部位・機能を対象とし、どの程度の使用期間延伸又は性能維持をもって長寿命化と判断するのか、市の定義及び判断基準をご教示ください。	市で想定している具体の条件はありません。ご提案ください。
22	7	Ⅲ 施設整備業務に関する要求水準 3 設計業務 (2)整備方針 ④リニューアル工事	ウォータースライダーの廃止に伴う撤去について、滑走部のみではなく、鉄骨・架台等を含むものとの解釈でよろしいでしょうか。	リニューアル工事の対象として利用する予定のない場合は、撤去を行ってください。
23	7	Ⅲ施設整備業務に関する要求水準 3設計業務 (2)整備方針	要求水準書P.7の10行目「既存のウォータースライダー及び25mプールについては廃止」との記載がありますが、撤去費は施設整備業務費上限（63億円）に含まれるという認識でよろしいでしょうか。	必要な費用を含む適切な設計計画としてください。
24	7	Ⅲ 施設整備業務に関する要求水準 3 設計業務 (2)整備方針 ⑤什器・備品	施設の運営上必要となる什器・備品については事業者の提案により整備しますが、市からの要望による什器・備品については別途、市が負担するとの解釈でよろしいでしょうか。	施設運営上必要となる什器・備品は事業者の提案により整備します。什器・備品の取扱い・費用負担については、提案内容を確認のうえ、市と事業者の協議により定めます。
25	7	⑤什器・備品	施設と一体的に整備する什器・備品とは具体的にどのようなものを想定されておりますでしょうか。	壁や床等に直接固定する工事等を含むものを想定しています。
26	7	⑤什器・備品	什器・備品については改修工事用とリニューアル工事用で設計図書を個別に分けるのではなく、一連の工事としてまとめて作成するという理解で宜しいでしょうか。	改修工事とリニューアル工事を一体的に実施する場合、設計図書等を一体の書類として作成することができます。ただし、交付金申請の観点から、設計内容がいずれの工事に該当するか区分できるようにしてください。

No	頁	項目	質問・意見内容	回答
27	7	Ⅲ 施設整備業務に関する要求水準 3 設計業務 (2)整備方針 ⑥一般事項	災害時の自立性まで要求された場合、設備投資負担が大きくなってしまうため、防災機能への配慮として、災害時の避難所として利用できるよう必要な施設機能及び設備機能を備えた計画を指定しておりますが、要求指針があればご教示願います。	避難所としての要求指針はありませんが、「改修必須項目一覧」等を参照し、再整備後においても災害時に避難所として利用できる施設機能・設備機能を備えた計画としてください。
28	8	Ⅲ 施設整備業務に関する要求水準 3 設計業務 (3)設備要件 ①改修水準	「添付資料01改修必須項目一覧」に記載のない事項であっても、「添付資料06令和7年度配管等劣化状況調査報告書」において応急度（緊急度）がAと判定された事項は、すべて施設整備業務期間中の改修対象との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、個別の判定区分ごとの取扱いは、事業者の提案内容との整合を図りつつ計画してください。
29	8	Ⅲ 施設整備業務に関する要求水準 3 設計業務 (3)設備要件 ①改修水準	「添付資料01改修必須項目一覧」に記載のない事項であっても、「添付資料06令和7年度配管等劣化状況調査報告書」において応急度（緊急度）がB以下と判定された事項は、施設整備改修業務期間中ではなく、維持管理・運営業務期間中の長期修繕計画に位置付ける提案としても、差し支えないでしょうか。	事業期間中における計画修繕に係る費用が可能な限り抑制されるよう、施設整備業務において将来の修繕需要を見越した必要な改修提案を期待します。
30	8	Ⅲ 施設整備業務に関する要求水準 3 設計業務 (3)設備要件 ①改修水準	事業者提案による施設利用や機能構成の変更により、「添付資料01改修必須項目一覧」に記載された設備等が不要となる場合は、当該設備等の改修は不要との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	8	Ⅲ 施設整備業務に関する要求水準 3 設計業務 (3)設備要件	改修対象によっては、建物条件や施工条件により多額の費用を要する場合があります。その場合、全ての要求水準を満たすことが困難となることも想定されます。改修水準及びリニューアル水準を含む要求水準について、優先順位を付す考え方がありましたら、ご教示ください。	要求水準は全て満たす必要があります。
32	8	Ⅲ 施設整備業務に関する要求水準 3 設計業務 (3)設備要件	①改修工事、②リニューアル工事とも、調査・設計段階では不明で、工事段階で発覚し撤去あるいは改修、是正が必要な場合、その費用は別途、市が負担するとの解釈でよろしいでしょうか。	No. 18をご参照ください。
33	8	Ⅲ 施設整備業務に関する要求水準 3 設計業務 (2)整備方針 ⑥一般事項	災害時に避難所として利用するにあたり、市が必要とする施設機能及び設備機能について、ご教示ください。	No. 27をご参照ください。
34	8	建築・外構予算	建築施設と公園施設の事業費配分について、市として想定している配分の考え方又は目安があればご教示ください。	建築施設と公園施設の事業費配分は公表致しません。
35	8	隠れた瑕疵	契約締結時に確認できなかった隠れた瑕疵や想定外劣化が発見された場合のリスク分担をご教示ください。	契約関係書類に規定します。
36	8	改修水準	要求水準書における膜屋根及びトラス構造の更新について、市として当初想定していた更新方法（全面更新、部分補修、膜材張替え、構造部材補修、撤去等）があれば、その内容をご教示ください。	「改修必須項目一覧」や「令和6年度主要構造部緊急調査」、「令和7年度配管等劣化状況調査報告書」をご参照ください。
37	9	3設計業務 (3)	施設整備業務および維持管理・運営段階では、基本的な施設運営管理業務と自主事業に分類されるかと思われます。本事業において、基本的な管理運営業務部分における施設構成も提案事項になっていますが、この2つの分野の境界線も提案事項でしょうか？管理運営業務は対価を用い、自主事業は独立採算となるため、お教えください。	各業務の要求水準を満たした上で、具体的な施設の構成やレイアウト等については民間事業者からの提案を求めます。提案にあたっては、対価の対象となる運営業務と、独立採算で行う自主事業の範囲を明確に区分してください。
38	9	3設計業務 (3)	レジャー機能について、夏季および冬季で別々の項目で違った趣旨の記載がなされています。夏季と冬季と異なる形態での機能が要求水準となるのか、その部分も含めて提案事項となるのか、お教えください。	夏季と冬季では要求水準が異なりますが、要求水準を満たした上で、民間事業者が、夏季と冬季で同一の機能、異なる機能を提案することは可能です。
39	9	Ⅲ 施設整備業務に関する要求水準 3 設計業務 (3)設備要件 ①改修水準	既設照明については、施設利用や維持管理性を踏まえ、更新済みの照明器具を継続利用とする提案としても差し支えないでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	頁	項目	質問・意見内容	回答
40	9	3設計業務	「ウォーターパークとしての機能」の定義についてご教授ください（最低限残すべき機能や設備について）。また、市で想定されている水光熱費の使用量や使用料金がありましたらご教授ください。	市で想定している具体の条件はありません。ご提案ください。
41	10	3設計業務 (3)	サンビーチコスタ（屋外親水空間）について、「レジャー機能との一体性・連続性」とあります。利用料金を徴収する場合、料金も一体とするのか、別個にするのか、または、どちらにするかも提案事項でしょうか。	市で想定している具体の条件はありません。ご提案ください。
42	10	3設計業務 (3)	サンビーチコスタ（屋外親水機能）につき、「魅力的な親水空間」とあります。冬季の屋外については、気温の低下もありますが、親水機能は必須になりますか。	魅力的な親水機能は、夏季における必須機能としています。冬季については、特に定めはありません。
43	10	Ⅲ 施設整備業務に関する要求水準 3 設計業務 (3)整備要件 ②リニューアル水準【屋内施設】 飲食機能	「飲食機能」の提供形態、規模及び提供内容は事業者提案によるものとされています。一方、28ページの飲食提供業務ではレストランの設置を求めています。相反してないでしょうか。	飲食機能の提供形態・規模・提供内容は事業者提案によりますが、自主事業（必須提案事業）として食事提供を伴うレストランの設置・運営は必須です。これに加え、カフェ・売店・キッチンカー等を提案することも可能です。
44	10	サンビーチコスタ（屋外親水空間）	屋外は気候や天候に集客が左右されることから、夏季に水遊びが楽しめる機能であれば常設でなくてもよいという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に掲げる幅広い世代を対象とした魅力的な親水機能を整備する観点から、常設の親水遊具の設置を期待しています。
45	10	屋内施設	サンビーチコスタに求める親水機能について、最低規模、性能、利用対象人数、水質管理基準等の要求水準があればご教示ください。	市で想定している具体の条件はありません。ご提案ください。
46	10	屋内施設	スブラッシュパッド、噴水、水盤、ミスト施設等の親水機能でも要求水準を満たすと考えてよろしいでしょうか。	市で想定している具体の条件はありません。記載された親水機能による提案も可能であり、要求水準を満たすものと考えます。
47	11	Ⅲ 施設整備業務に関する要求水準 3 設計業務 (3)整備要件 ②リニューアル水準【屋内施設】 トイレ	要求水準書に記載の「バリアフリースイール」とは、既存の身障者用トイレ（1階：4カ所・2階1カ所）を指すとの理解でよろしいでしょうか。	バリアフリースイールは、既存の身障者用トイレに限定されるものではありません。施設機能提案及び利用者予測に基づき、オストメイト対応のバリアフリースイールを適切に設置してください。
48	11	Ⅲ 施設整備業務に関する要求水準 3 設計業務 (3)整備要件 ②リニューアル水準【屋内施設】 トイレ	既存の温水洗浄便座付き洋式便器についても、要求水準の対象として更新が必要との解釈でよろしいでしょうか。	既存の温水洗浄便座付き洋式便器についても、劣化状況・維持管理性を踏まえた提案としてください。
49	11	Ⅲ 施設整備業務に関する要求水準 3 設計業務 (3)整備要件 ②リニューアル水準【屋内施設】 トイレ	多目的シートやベビー設備を設置にあたり、既存のトイレブースを転用する提案としても差し支えないでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	11 13	3設計業務 (3)	トイレについて、「便器は、温水洗浄便座付き洋式便器としてください」とあります。男性の小便器は設置なしで、すべて温水便座付き洋式便所に統一ということでしょうか。	男性の小便器は設置が必要です。個室の便器は、温水洗浄便座付き洋式便器としてください。
51	12	3設計業務 (3)	事務所について、「防犯カメラ、監視モニター、通信・防災等、必要な設備が整った施設計画としてください」とあります。現在の施設の設置状況をお教えください。	事務所の防犯カメラ・監視モニター・通信・防災等の設備の現況については、公表済の竣工図及び個別提供資料等をご参照ください。
52	12	Ⅲ 施設整備業務に関する要求水準 3 設計業務 (3)整備要件 ②リニューアル水準【屋外施設】 公園（ランドスケープ等）機能	「①既存の施設配置、動線、緑地及び遊具等の利用状況を把握・検証し、回遊性の強化及び利便性向上のため、機能の充実を図った施設計画としてください」とありますが、外周樹林の間伐整備を計画しても、差し支えないでしょうか。	回遊性の強化及び利便性向上に資する計画であれば、外周樹林の間伐整備を計画することを妨げません。

No	頁	項目	質問・意見内容	回答
53	12	Ⅲ 施設整備業務に関する要求水準 3 設計業務 (3)整備要件 ②リニューアル水準 【屋外施設】 公園（ランドスケープ等）機能	「③花壇その他の植栽については、施設外観に彩りを添えるものや園内回遊を誘引させるような計画とし、宿根草、多年草、一年草等の組み合わせにより年間を通じて花や緑を楽しめる提案を求めます」とありますが、花木や果樹を使用する計画としても、差し支えないでしょうか。	施設外観に彩りを添え、園内回遊を誘引する計画に資するものであれば、花木や果樹を組み合わせた計画を妨げません。
54	12	Ⅲ 施設整備業務に関する要求水準 3 設計業務 (3)整備要件	要求水準書P.12の34行目「給排水設備の設置等を検討」との記載がありますが、施設内の散水等に、周辺に流入している農業用水を引き込むことは可能でしょうか。	農業用水を引き込むことはできません。
55	12	既存樹木のサクラ	既存樹木のサクラの健康状態について、何か調査・診断をされたことはありますか。	既存の調査結果について、提供可能な範囲で情報提供します。
56	12	既存の屋外遊具	既存の大型複合遊具は定期的にメンテナンスされているようですが、メンテナンス業者から安全性や健全度に関して、どのような指摘がありますか。	既存の大型複合遊具の安全性・健全度に関する指摘の有無については、別途情報提供を検討します。
57	12	既存の屋外遊具	既存の大型複合遊具は部分的に利用を止めている（器具を外している）ようですが、復旧する予定はありますか。	現在復旧の予定はありません。既存の屋外遊具は、施設計画提案との相乗効果に配慮し、新設・更新又は撤去等の提案を検討してください。
58	12	既存の屋外遊具	既存の大型複合遊具の利用率の傾向はいかがでしょうか。利用者数の調査等は行っていますか。 無い場合ですが、最近減ってきているなどの傾向は感じられますか。	把握しておりません。
59	12	屋外施設	最終処分場跡地及び指定区域に関する詳細図面、地盤資料、沈下履歴、ボーリングデータ等があればご提供ください。	最終処分場跡地及び指定区域に関する資料は「添付資料03 最終処分場跡地及び指定区域図」をご参照ください。
60	13	3設計業務 (3)	公園（ランドスケープ等）機能について、「ビーチバレーコートは、市では存置を前提としています」とあります。 ビーチバレーコートの利用実績をお教えください。	ビーチバレーコートの利用実績については、提供可能な範囲で情報提供します。
61	13	Ⅲ 施設整備業務に関する要求水準 3 設計業務 (3)整備要件 ②リニューアル水準 【屋外施設】 公園（ランドスケープ等）機能	ビーチバレーコートを移設することになった場合の移設費用は、別途、市が負担するとの解釈でよろしいでしょうか。	ビーチバレーコートは市では存置を前提としていますが、ビーチバレーコートを事業者の提案により移設を提案される場合、当該費用はリニューアル工事の対象経費とします。
62	13	Ⅲ 施設整備業務に関する要求水準 3 設計業務 (3)整備要件 ②リニューアル水準 【屋外施設】 トイレ	要求水準書に記載の「バリアフリースイートイレ」とは、南屋外の既存身障者用トイレを指すとの解釈でよろしいでしょうか。	屋外施設のバリアフリースイートイレについても、既存の身障者用トイレに限定されるものではありません。施設計画提案に基づき、オストメイト対応のバリアフリースイートイレを適切に設置してください。
63	13	Ⅲ 施設整備業務に関する要求水準 3 設計業務 (3)整備要件 ②リニューアル水準 【屋外施設】 トイレ	西屋外トイレについても、既存トイレを改修し、バリアフリースイートイレを設けるとの解釈でよろしいでしょうか。	No. 62をご参照ください。
64	13	Ⅲ 施設整備業務に関する要求水準 3 設計業務 (3)整備要件 ②リニューアル水準 【屋外施設】 トイレ	既存の温水洗浄便座付き洋式便器についても、要求水準の対象として更新が必要との解釈でよろしいでしょうか。	No. 48をご参照ください。
65	13	3設計業務	ビーチバレーコートについて、市と協議の上で移設や撤去が認められるということでしょうか。また、その場合の条件があればご教授ください。	前段についてはご理解のとおりです。 後段については市で想定している具体的な条件はありません。ご提案ください。
66	13	3設計業務	職員駐車場については移設ではなく、撤去後に既存駐車場での兼用とする計画は可能でしょうか。	職員駐車場は移設するものとしていますが、駐車台数の検証を行い、必要な駐車機能が確保されることを前提とした提案としてください。

No	頁	項目	質問・意見内容	回答
67	13	3設計業務	駐車場について現状のまま利用する場合であっても白線や車止めの修繕・更新を行うとありますが、現状のまま利用するのであれば必須ということでしょうか。それとも劣化状況に応じた提案事項でしょうか。	駐車場を現状のまま利用する場合であっても、白線や車止め等の修繕・更新等を行うことを要求水準としています。範囲・程度は劣化状況に応じて提案してください。
68	13	公園（外構インフラ）	公園の園路沿いに、低くて黒い柱の設備が点在していますが、スピーカーでしょうか。これは稼働していますか。	照明器具です。詳細については、公表済の竣工図等をご参照ください。
69	13	屋外施設	第2駐車場の調整池機能の構造について仮設資機材の配置等の検討に活用したく資料をご教示頂けますでしょうか。	第2駐車場の調整池機能の構造に関する資料は、公表済の竣工図等をご参照ください。
70	13	屋外施設	提案内容により、不要になった設備・機械基礎、埋設管等について、計画に支障がないものは、残置可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	14	3設計業務（3）	民間提案施設について、本来設置すべき施設との区分けの基準をお教えください。	民間提案施設は、民間収益等を目的とする新たな建築物等であり、事業者提案により設置を認めるものです。本来設置すべき施設（要求水準に定める機能）との区分は、対価の対象か独立採算かの別を含め、提案書において明確にしてください。
72	14	Ⅲ 施設整備業務に関する要求水準 3 設計業務 (4)業務 ① 実施内容	提案時では想定し得ない情報や条件が、設計段階で発覚した場合（例：構造不備、建築基準法不備、消防法不備、アスベスト含有発覚等）、提案内容の変更（金額・内容等）は可能との解釈でよろしいでしょうか。	ご質問の事象が発生した場合の対応については、契約関係書類に規定します。
73	14	3設計業務	「民間収益等を目的とする新たな建築物等を設ける場合は、本施設が市街化調整区域に立地していることを踏まえ、本事業の目的に合致し、関係法令や市の条例等に適合することを前提に、事業者の提案による設置を認めます」とありますが、応募申請書及び提案審査書類の受付までに確認することは難しいかと思うので、提案することは可能で、実際に市が設置を認めるのは落札後という理解でよろしいでしょうか。（その場合は市及び事業者で取り下げ等も可能でしょうか。）	提案自体は応募時に行うことが可能であり、実際の設置に係る許認可取得等は落札（優先交渉権者決定）後に行うこととなります。取扱い（取下げ等を含む）の詳細は、市と事業者の協議によります。ただし、提案が認められなかったことを理由として、市が事業者に対して追加の対価は支払いません。
74	14	Ⅲ-3-(4) 業務（設計）	施工過程で新たにアスベスト等の有害物質が発見された場合、その除去・処分に要する費用は追加工事の対象と考えてよろしいでしょうか。	ご質問の事象が発生した場合の対応については、契約関係書類に規定します。
75	14、28	Ⅲ施設整備業務に関する要求水準 3設計業務 (3)整備要件、 Ⅳ維持管理・運営業務に関する要求水準 3運営業務 (3)その他	要求水準書P.14の3行目「民間収益等を目的とする新たな建築物等を設ける場合は、本施設が市街化調整区域に立地していることを踏まえ、本事業の目的に合致し、関係法令や市の条例等に適合することを前提に、事業者の提案による設置を認めます」との記載がありますが、事業対象の敷地内に不特定多数が利用する施設の増設などは可能でしょうか。また、増設した施設が本施設の魅力向上、集客性向上及び利用促進に資する場合、要求水準書P.28の25行目「施設・設備を整備する際の使用料は原則不要」の対象と考えてよろしいでしょうか。	前段については可能であり、後段についてはご理解のとおりです。
76	17	リニューアル工事	既存プール施設の全部又は一部について、用途変更、機能転換、設備廃止、規模縮小等を伴う更新提案を検討するにあたり、市として望まない機能更新又は必ず維持すべき機能・利用形態があれば、具体的にご教示ください。	No. 40をご参照ください。
77	18	1共通事項（2）	維持管理業務計画書及び事業計画書について、市への提出時期はいつでしょうか。	契約関係書類に規定します。
78	18	Ⅳ 維持管理・運営業務に関する要求水準 1 共通事項 (2)計画書等の作成	指定管理内容や指定管理料改定の基準、タイミングについてご教示願います。	提出された計画書に基づき、毎年度協議を行います。
79	18	(4) 利用者対応	利用者アンケートについて、深谷市として求める必要項目はあるかご教示ください。	利用促進及び利用者満足度の向上に資する項目を、事業者の提案により設定してください。
80	18	維持管理責任	既存施設の経年劣化に起因する不具合について、事業者負担範囲と市負担範囲をご教示ください。	事業者が改修工事、リニューアル工事をした箇所は事業者が当該リスクを負担してください。事業者が改修工事、リニューアル工事をしていない場合は、市がリスクを負担します。

No	頁	項目	質問・意見内容	回答
81	18	維持管理・運営業務に関する要求水準	小破修繕、計画修繕、大規模修繕、既存施設起因の不具合に関する負担区分をご教示ください。	小破修繕における事業者の範囲は金額の上限を定めています。 計画修繕は事業者の提案に基づいて実施するものであり、事業者が実施した計画修繕の不具合は事業者の費用負担となります。 大規模修繕は本事業では定義をしておりません。 既存施設の不具合については、No. 80をご参照ください。
82	18	維持管理・運営業務に関する要求水準	維持管理・運営期間中に著しいエネルギー価格高騰が発生した場合、対価の見直し又は協議対象となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	18	維持管理・運営業務に関する要求水準	提案時の想定利用者数と実績利用者数に大幅な乖離が生じた場合のリスク分担をご教示ください。	提案時の想定利用者数と実績利用者数に乖離が生じた場合のリスクについて、指定管理者基本協定書の別紙３プロフィットシェアの適用・納付方法に規定します。
84	18	維持管理・運営業務に関する要求水準	自主事業として実施可能な業種・業態及び制限事項があればご教示ください。	自主事業は、本施設の設置目的である「農業振興」及び「健康増進」を踏まえるとともに、レジャー・観光拠点としての魅力向上、利用促進及び賑わい創出に資するものであれば、特に制約を設けることは想定をしておりません。
85	18	維持管理・運営業務に関する要求水準	飲食提供業務におけるレストランについて、想定席数、営業時間、業態、酒類提供の可否等に関する制限があればご教示ください。	市で想定している具体の条件はありません。ご提案ください。
86	19	1 共通事項 (5)	災害時対応について、別紙の「災害対応業務分類表」の記載によれば、「避難所の開設中（休館日、夜間含む）は、施設に業務従事者を配置すること」とあります。 災害時において、二次災害防止のため等、従事者が施設に向かえない場合等の事情がある場合は、この規定の対象外と考えてよろしいでしょうか。	災害時の規定であり、配置を求めています。規定を遵守できない事情によって判断致します。
87	19	IV 維持管理・運営業務に関する要求水準 1 共通事項 (5) 災害時対応	施設整備並びに運営時の災害時対応の市としての要求が不明であり、施設整備並びに施設運用時の必要費用の算定が困難です。提案者への一任が市としての具体的な要求水準の指定を望みます。	災害時対応は「添付資料０９ 災害対応業務分類表」に基づき実施してください。
88	19	IV 維持管理・運営業務に関する要求水準 1 共通事項 (5) 災害時対応	施設の安全確保及び避難所運営に当たり、事業者に求める協力内容及びその範囲についてご教示ください。	施設の安全確保及び避難所運営に当たり事業者に求める協力内容・範囲は、「添付資料０９ 災害対応業務分類表」によります。
89	19	(5) 災害時対応	災害時に指定管理者が避難所運営を支援する際、夜間や休日における参集人員の人件費や、有料エリア休止による減収分は、対価とは別に補填があるかご教示ください。	災害時には、収入、費用ともに影響を考えると考えますので、生じた事象に応じて協議致します。
90	19	IV-1-(5) 災害時対応	災害時に避難所運営へ協力する場合の追加人件費・光熱水費・消耗品費等の負担区分及び精算方法をご教示ください。	No. 89をご参照ください。
91	19	(6)③ 保険への加入	特に保険金額や被保険者等の要件は定められることはなく、事業者任意の保険加入でよいという理解でよろしいでしょうか。	事業者が付保する保険は、設計施工一括請負契約書及び指定管理者基本協定書をご参照ください。
92	20	IV 維持管理・運営業務に関する要求水準 2 維持管理業務 (2) 維持管理業務要求水準	各所、経年劣化との違いが判別できず、管理水準の維持と修繕・改修の判断が難しいです。計画修繕の内容並びに費用を算定する上での市の要求水準（特に提案前段階）を具合的にご教示ください。	計画修繕は、要求水準書に定める性能及び機能を維持するために必要な修繕を対象とし、「添付資料01 改修必須項目一覧」に示す項目を踏まえて提案してください。
93	22	2維持管理業務 (2)	備品管理業務について、備品と消耗品の区分け基準をお教えてください。	一般的に、備品とは耐用年数１年以上かつ取得価格が一定額以上の物品を指し、これに満たないものは消耗品として整理するのが通例です。 なお、現施設における備品については、「添付資料０４ 既存施設備品一覧表」をご参照ください。
94	22	2維持管理業務 (2)	保安警備業務について、過去に有人警備を実施した実績等があるかも含めお教示ください。	保安警備は機械警備のみで実施しており、有人警備は行っておりません。

No	頁	項目	質問・意見内容	回答
95	23	IV 維持管理・運営業務に関する要求水準 2 維持管理業務 (2)維持管理業務要求水準 植栽管理業務	利用者の安全または施設利用に支障を及ぼすおそれのある植栽について措置を講じる場合、市との事前協議の要否及び費用負担の考え方についてご教示ください。なお、台風等の自然災害により樹木が倒木した場合の取り扱いについても、併せてご教示ください。	要求水準書「IV維持管理・運営業務に関する要求水準」(2)維持管理業務要求水準の植栽管理業務の要求水準に含まれます。
96	23	2維持管理業務 (2)	公園管理業務について、「初期の機能を維持してください」とあります。建設当初の機能と考えられますが、どの程度の機能かお教えください。	舗装、外灯照明、案内板、ベンチ等の初期の機能については、それぞれの設備等に求められる機能のことであり、経年劣化は許容しますが、問題なく使用・利用できるようにしてください。なお、外灯照明についてはLED照明を採用してください。
97	24	2維持管理業務 (2)	修繕業務について、「年間累計額1,600万円(税込)以内の範囲で事業者が実施するものとします」とあります。年間1,600万円(税込)を超える部分につき、対価の範囲内で負担することは想定されますか。	年間累計額1,600万円(税込)を超える修繕については、市と事業者で協議して決定致します。
98	24	IV 維持管理・運営業務に関する要求水準 2 維持管理業務 (2)維持管理業務要求水準 修繕業務 ① 小破修繕業務	1件あたり200万円未満かつ年間累計額1600万円以内の業務は予算のみ計上し、具体的な内容記載は不要との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
99	24	IV 維持管理・運営業務に関する要求水準 2 維持管理業務 (2)維持管理業務要求水準 修繕業務 ② 計画修繕業務	施設整備業務期間中に改修しなかった事項については、長期修繕計画への位置づけを基本と考えますが、すべての事項を長期修繕計画に位置付けることが困難の考え方について、ご教示ください。	計画修繕業務には、「添付資料01 改修必須項目一覧」のうち再整備後も必要となる改修工事に加え、事業者提案に基づく修繕、設備更新及び改修工事等を含むものとします。100万円以上のものは見込んでください。
100	25	IV 維持管理・運営業務に関する要求水準 2 維持管理業務 (2)維持管理業務要求水準 その他管理業務 ②案内看板に関する業務	案内看板については、施設利用者への案内機能を確保することを前提として、デジタル媒体等を活用した案内方法を提案することにより、一部または全部を撤去する提案としても差し支えないでしょうか。	ご理解のとおりです。
101	25	IV維持管理・運営業務に関する要求水準	案内看板の再整備が必要な場合、その費用は施設整備業務に係る対価と維持管理・運営業務に係る対価のどちらに含まれるのでしょうか。	案内看板の再整備に係る費用は、施設整備業務又は維持管理・運営業務のいずれで計上していただいても構いません。再整備時期に応じて計上してください。
102	25	IV維持管理・運営業務に関する要求水準 2維持管理業務 (2)維持管理業務要求水準	要求水準書P.25の10行目、②案内看板に関する業務にて、「案内看板の撤去又は維持の方針を提案」との記載がありますが、現事業の案内看板に係る費用や契約条件等が分かる契約関係書類をご提示いただくことは可能でしょうか。	現事業の案内看板に係る費用・契約条件等が分かる資料については、「添付資料10 案内看板の現況・位置図」を基本とし、提供可能な範囲で情報提供します。
103	25	3運営業務 (2)	開業準備業務(施設利用条件の設定)において、開業前の情報発信、運営スタッフ研修、運営に必要な備品や消耗品の調達、運営計画の策定、維持管理などの業務は、提案事項でしょうか。また、その費用はサービス対価に含まれると考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。 維持管理・運営業務に係る対価の対象として整理してください。
104	25	IV維持管理・運営業務に関する要求水準 3運営業務 (2)運営業務要求水準	要求水準書P.25の36行目「実際の供用時間は、事業者の提案を踏まえ、市と協議の上決定」との記載がありますが、供用開始後の運用の中で利用状況や物価動向に合わせて見直し(値上げ等)を行う場合、どの程度柔軟にご協力頂けますでしょうか。最低限求めている水準があればご教示ください。	供用時間及び利用料金は事業者の提案を踏まえ市と協議の上決定します。供用開始後の見直しについても市と協議のうえ対応します。なお、見直しに伴い条例改正が必要となる場合は、市議会の議決を経る必要があります。
105	26	3運営業務 (2)	利用時間・休館日・利用料金の設定について、公共施設としての基準はありますか？	供用時間・休館日・利用料金には一律の基準は定めておらず、事業者の提案を踏まえ市と協議の上決定します。

No	頁	項目	質問・意見内容	回答
106	26	Ⅳ 維持管理・運営業務に関する要求水準 3 運営業務 (2) 運営業務要求水準 開業準備業務 ②休館日の設定	休館日における施設管理、安全管理及び防犯対策の観点から、公園全体の門扉を施錠し、一般利用を制限する運用を提案することも差し支えないでしょうか。	ご質問の趣旨による提案を妨げるものではありません。ただし、具体的な内容及び実施方法については、市と事業者の協議により決定するものとします。
107	26	Ⅳ 維持管理・運営業務に関する要求水準 3 運営業務 (2) 運営業務要求水準 開業準備業務 ③利用料金の設定	利用料金の上限を設定したうえで、利用状況や需要に応じた料金設定（ダイナミックプライシング）を提案することは可能でしょうか。	利用料金の上限を設定したうえで、利用状況や需要に応じた料金設定（ダイナミックプライシング）を提案することは可能です。ただし、利用料金の設定・見直しは条例改正等を行い市議会の議決を経た上で適用します。
108	26	Ⅳ 維持管理・運営業務に関する要求水準 3 運営業務 (2) 運営業務要求水準 開業準備業務 ③利用料金の設定	団体による占用利用を想定し、団体向けの利用料金を設定する提案は可能でしょうか。なお、未就学児を対象とした団体（幼稚園・保育園等）についても、有償利用を前提とした料金設定は可能でしょうか。	可能です。ただし、利用料金の設定・見直しは条例改正等を行い市議会の議決を経た上で適用します。
109	26	③利用料金の設定	利用料金の設定を行う場合に、深谷グリーンパーク条例では現在の施設の利用料金が記載されていますが、本事業整備後は屋外施設においても利用料金を徴収することも可能という理解でよろしいでしょうか。	可能です。ただし、市との協議を経るとともに、必要に応じて、市議会の議決を経るものとします。
110	26	③利用料金の設定	深谷グリーンパーク条例では現在の施設の利用料金が記載されていますが、施設の一機能を利用する当たりの上限金額という理解でよろしいでしょうか。	現行の条例は、現施設の利用料金について定めたものであり、再整備後の施設における利用料金の上限額を示すものではありません。再整備後の利用料金は、事業者の提案を踏まえ市との協議により設定し、条例改正等を経て適用します。
111	26	Ⅳ維持管理・運営業務に関する要求水準 3運営業務 (2) 運営業務要求水準	要求水準書P.26の12行目「実際の休館日は、事業者の提案を踏まえ、市と協議の上決定」との記載がありますが、供用開始後の運用の中で利用状況や物価動向に合わせて見直し（値上げ等）を行う場合、どの程度柔軟にご協力頂けますでしょうか。最低限求めている水準があればご教示ください。	No. 104をご参照ください。
112	26	Ⅳ維持管理・運営業務に関する要求水準 3運営業務 (2) 運営業務要求水準	要求水準書P.26の24行目「利用料金の設定又は見直しを行う場合は、条例改正等を行うこととし、市議会の議決を経た上で適用」との記載がありますが、供用開始後の運用の中で利用状況や物価動向に合わせて見直し（値上げ等）を行う場合、どの程度柔軟にご協力頂けますでしょうか。最低限求めている水準があればご教示ください。	No. 104をご参照ください。
113	26	利用料金	イベント利用や多目的利用に伴う新規利用料金は、事業者提案により設定可能でしょうか。また、条例、市の承認、利用用途等により料金設定に制約を受ける場合があれば、その内容をご教示ください。	No. 104をご参照ください。
114	27	3運営業務 (2)	必須提案事業および任意提案事業ともに、独立採算での運営との理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
115	27	3運営業務 (2)	自主事業の①必須提案事業として、ア観光振興・交流促進業務があります。地域資源を活用したイベント、体験事業及び情報発信等を実施するにあたり、利用者から参加料や物販等収入などを得て、経費にあてるという考え方でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	27	3運営業務 (2)	自主事業の①必須提案事業として、イ花き類の振興及びPR業務があります。花きの展示その他親しむことができる取り組みを実施するにあたり、利用者から参加料や物販等収入などを得て、経費にあてるという考え方でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
117	27	Ⅳ 維持管理・運営業務に関する要求水準 3 運営業務 (2) 運営業務要求水準 自主事業 ①必須提案事業	観光振興業務の提案にあたり、市が重視する成果指標（KPI）がありましたら、ご教示ください。	市が設定するKPIはありません。本事業の目的及び再整備コンセプトを踏まえ、成果指標を含めて事業者の提案としてください。

No	頁	項目	質問・意見内容	回答
118	27	IV 維持管理・運営業務に関する 要求水準 3 運営業務 (2) 運営業務要求水準 自主事業 ①必須提案事業	花き類の振興・PR業務の提案にあたり、市が重視する成果指標（KPI）は、販売額だけでなく、認知度向上やPR効果も含むとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	27	3 運営業務	集客促進及び施設の魅力向上に資する運営について深谷市が求めるKPIを設定しているかご教示ください。	No. 117をご参照ください。
120	27	農業振興機能	農業振興の達成度はどのような指標（来場者数、体験人数、売上等）で評価される想定でしょうか。	農業振興の達成度の評価指標を一律に定めるものではありません。本事業の目的を踏まえ、来場者数・体験人数・売上等を含め、事業者の提案により適切な指標を設定してください。
121	27	IV-3-(2) 管理運営業務	キャッシュレス決済及び深谷市地域通貨「ネギー」への対応に必要な機器導入費・決済手数料等の負担区分をご教示ください。	キャッシュレス決済及び深谷市地域通貨ネギーへの対応は要求水準です。これに要する機器導入費・決済手数料等は事業者の負担とします。
122	27, 31	IV-3 運営業務／自主事業	本事業の目的である花き振興・農業振興について、自主事業として求める最低限の機能・規模の考え方があればご教示ください。	市で想定している具体の条件はありません。ただし、提案された機能・規模によっては、市は事業者と協議致します。
123	28	3運営業務 (2)	自主事業の①必須提案事業として、ウ健康増進業務があります。利用者の健康増進及び体力づくりに資するプログラムを実施するにあたり、利用者から参加料や物販等収入などを得て、経費にあてるという考え方でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
124	28	3運営業務 (3)	必須提案事業、任意提案事業ともに、本施設の魅力向上、集客性向上及び利用促進に資する事業については、施設・設備を整備する際の使用料は原則不要とあります。自販機以外に目的外使用料が必要となる「利用者の利便を目的とした事業」にはどのようなものが想定されますか。また、目的外使用料の算定式をお教えください。	目的外使用料が必要となる「利用者の利便を目的とした事業」としては、一般の自動販売機の設置等を想定しています。目的外使用料の算定は、深谷市の関係条例・規則の定めによります。
125	28	IV 維持管理・運営業務に関する 要求水準 3 運営業務 (2) 運営業務要求水準 自主事業 ①必須提案事業	健康増進業務の提案にあたり、市が期待する成果は、利用者数だけでなく、健康習慣の定着も含むとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
126	28	IV 維持管理・運営業務に関する 要求水準 3 運営業務 (2) 運営業務要求水準 自主事業 ①必須提案事業	飲食提供業務については、利用状況や季節に応じて営業形態や営業日を変更するなど、柔軟な運営を提案することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
127	28	IV 維持管理・運営業務に関する 要求水準 3 運営業務 (2) 運営業務要求水準 自主事業 ①必須提案事業	本施設の滞在性向上及び収益性向上を目的として、レストラン等における酒類の提供を提案することは可能でしょうか。提案に当たり、行政として想定している条件や制限があればご教示ください。	レストラン等における酒類の提供を提案することは可能です。関係法令を遵守のうえ、必要な許認可を取得してください。特段の制限を設けてはおりませんが、施設の設置目的・利用者層に配慮した提案としてください。
128	28	IV 維持管理・運営業務に関する 要求水準 3 運営業務 (2) 運営業務要求水準 自主事業 ①必須提案事業	現指定管理者が保有する会員データや個人情報を引き継いで頂くことは可能でしょうか？	現指定管理者が保有するデータは引継ぎをしないことを前提に提案してください。
129	28	IV 維持管理・運営業務に関する 要求水準 3 運営業務 (2) 運営業務要求水準 自主事業 ①必須提案事業	市の要請で減免を行った場合の補填や、キャッシュレス決済を導入した場合の決済手数料の負担は、市が負担するとの解釈でよろしいでしょうか。	市の要請に基づく減免は想定していません。また、キャッシュレス決済及び深谷市地域通貨ネギーに要する機器導入費・決済手数料等は事業者の負担とします。

No	頁	項目	質問・意見内容	回答
130	28	IV 維持管理・運営業務に関する 要求水準 3 運営業務 (2) 運営業務要求水準 自主事業 ②任意提案事業	指定管理者が自主事業として施設のネーミングライツスポンサーを募集し、その収益を施設運営へ還元する提案は可能でしょうか。また、当該権利を指定期間中に指定管理者へ付与する提案は可能でしょうか。	ネーミングライツの導入は想定しておりません。
131	28	IV 維持管理・運営業務に関する 要求水準 3 運営業務 (2) 運営業務要求水準 自主事業 ②任意提案事業	本施設の利用促進及び地域の魅力発信を目的として、深谷市のイメージキャラクター「ふっかちゃん」の名称、デザイン等を活用した広報、イベント、オリジナルグッズ等を提案することは可能でしょうか。また、活用にあたっての利用条件及び手続きについてご教示ください。	可能です。なお、ふっかちゃんの名称・デザイン等の利用条件・手続きについては、所管課である協働推進課にご確認ください。
132	28	3運営業務	飲食提供業務は独立採算とありますが、どうしても独立採算が見込めない場合は維持管理・運営業務に係る対価に含めることは可能でしょうか。	飲食提供業務は独立採算が条件です。独立採算が見込めなくなった場合の対応は、市と事業者とで協議をしますが、維持管理・運営業務に係る対価の充当を認めることは想定しておりません。
133	28	3運営業務	自動販売機の設置以外に目的外使用料が必要となる事業があればご教授ください。	目的外使用料が必要となる事業としては、一般の自動販売機の設置等、利用者の利便を目的とした事業を想定しています。
134		全般	竣工図、構造図、設備図、改修履歴、劣化調査、配管調査等の開示予定資料一覧をご教示ください。	竣工図・構造図・設備図・改修履歴・劣化調査・配管調査等については、公表済資料（平成7年度竣工図、改修・修繕工事履歴一覧等）及び個別提供資料（改修履歴・図面、令和7年度配管等劣化状況調査報告書等）をご参照ください。
135		全般	現地見学会又は応募予定者向け施設立入調査の機会を設ける予定はありますでしょうか。	現地調査を希望される場合は、担当部局にご相談ください。
136		全般	既存25mプール撤去後の空間を、屋内キッズ施設、多目的イベント空間、健康増進施設、花き展示・体験施設等へ転換することは可能でしょうか。	廃止後の空間は、本事業の目的・コンセプト等を踏まえた提案としてください。

■要求水準書（添付資料）に関する質問・意見

No	頁	項目	質問・意見内容	回答
1	-	【要求水準書】 添付資料	令和6年度特定建築物定期調査報告書の他に防火設備/建築設備/昇降機等の定期検査報告書は無いと考えてよろしいでしょうか。	提供可能な範囲で情報提供します。
2	-	【工事監理業務委託仕様書】 3. 記録	工事監理報告書及び打合せ議事録の様式は、特に決まりはなく事業者で利用している様式を使用することでもよろしいでしょうか。	構いません。
3	-	【添付資料01 改修必須項目一覧】	添付資料01改修必須項目一覧に対する質疑が有る場合は、意見受付日の7/21以降も質疑を受け付けて頂けますか？	別途、追加質問の機会を設けます。
4	-	【添付資料01 改修必須項目一覧】	改修必須項目一覧表受領後、出来るだけ早期に現地を確認させて頂きたいですが可能でしょうか。	要求水準書に関する質問No. 135をご参照ください。

■要求水準書（参考資料）に関する質問・意見

No	頁	項目	質問・意見内容	回答
1	—	【既存施設調査資料】 膜屋根・構造安全性調査	既存膜屋根の構造安全性調査、腐食調査及び補修履歴を貸与いただけないでしょうか。	既存膜屋根の構造安全性調査・腐食調査・補修履歴については、「添付資料０５ 令和６年度主要構造部緊急調査」及び「参考資料０２ 改修履歴・図面」等をご参照ください。
2	—	【既存施設調査資料】 仮設足場・荷重条件	プールスラブ上に仮設足場を設置する際の荷重条件について、市で確認した制限値をご提示いただけないでしょうか。	該当する資料はありません。
3	—	【基本協定書】 リスク分担	要求水準を満たしているにも関わらず利用者ニーズ変化により集客が低迷した場合の事業者責任範囲をご教示ください。	事業者の収入低下を理由として、市で追加で対価を支払うことは想定しておりません。
4	-	【基本協定書】 リスク分担	市の方で想定する事業者とのリスク分担表について最新版の提供をお願いします。	リスク分担は、契約関係書類で規定します。
5	7	【再整備基本構想】 25mプール	25mプールは要求水準書では廃止となっていますが、パティオの利用を止めてからの利用者数をお教え頂けますか。（月毎で昨年度のみでも結構です）	提供可能な範囲で情報提供します。
6	1	【 “ 参考資料” 管理運営に係る収支	月毎のデータ提供いただけますでしょうか。（シーズン特性の把握のため）	提供可能な範囲で情報提供します。

■様式集に関する質問・意見

No	頁	項目	質問・意見内容	回答
1	1	提案書作成上の留意点	提案書の余白のサイズ指定は特に無いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	2	基礎審査に関する様式	基礎審査に関する様式に様式4-1～4-6資格確認書が含まれていますが、9月4日の参加表明時には様式2-1と様式2-2のみの提出という理解でよろしいでしょうか。	9月4日の参加表明時には、様式2-1のみの提出とします。
3	6	様式1-2	競争的対話申込書において、参加者を3名記入する欄がありますが、3名までという制約がありますか。	競争的対話の参加者は、応募予定者を構成する企業数×2名程度を上限とします。
4	6	様式1-2 競争的対話	競争的対話については、提案内容の趣旨や考え方を十分にご説明できるよう、対話時間を柔軟に設定いただくことは可能でしょうか。	競争的対話は、応募予定者との間で、90分程度の実施を想定しています。
5	6	様式1-2 競争的対話	競争的対話において、提案内容をより正確にご理解いただくため、必要に応じて追加資料を用いて説明することは可能でしょうか。	可能としますが、競争的対話時の追加資料の内容は、審査には影響しないものとご理解ください。
6	7	様式1-3	様式1-3 競争的対話の実施結果の提出期限をご教示ください。	8月21日（金）を提出期限とする予定ですが、今後のスケジュールにより変更が生じる可能性があります。
7	28	様式6-6	開館準備期間中の維持管理業務にかかる費用の記入欄はありますが、開館準備期間中の運営業務にかかる費用の記入欄がありません。どこに記載すればよいでしょうか。	開業準備期間中の維持管理業務及び運営業務に係る費用については、様式6-6に「開業準備期間中の維持管理業務に係る経費」を追加するので、様式集の該当箇所を修正します。
8	29	様式6-7 利用料金等収入 様式6-8 自主事業の収支計画	関連する様式との整合とは、様式6-8各自主事業の（ベース年度）収入合計と、様式6-7（ベース年度）収入合計が一致することを指すとの解釈でよろしいでしょうか。	利用料金の対象となる施設の運営と自主事業は別事業のため、収入合計が一致することは想定しておりません。関連する様式との整合とは、様式5-1 提案価格書や様式6-4 収支計画書等と金額が整合することを想定しております。
9	43	様式8-11	備品リストについて、入札時には未定のものや詳細設計時にメーカー等が変更になる可能性があることから、契約後に貴市と協議させていただきながら備品リストを作成することとし、入札時の備品リストの提出は無くしていただけないでしょうか。	備品リストの提出は必須とします。契約後の協議で変更が生じる可能性があることは認識しておりますので、提案段階での想定を記入してください。
10	48	様式9-4 長期修繕計画	修繕・更新の際に必要な設計・調査等の「経費」とは、設計。調査等を外部へ委託する際の外注費を指すとの解釈でよろしいでしょうか。	外注の有無によらず、修繕・更新の際に必要な設計・調査等の経費について記載してください。